

(参考資料6) 仲介契約・FA 契約締結時のチェックリスト 【本文35ページ】

☑	チェック事項	本文
☐	契約の締結に当たり、中小 M&A に関する希望条件を、明確に伝えたか。	仲介契約・FA 契約の締結
☐	譲り渡し側・譲り受け側の双方から受任する仲介者と、譲り渡し側・譲り受け側いずれかのみから受任するFAの違いを理解しているか。その上で、本件では仲介者とFAのいずれに該当するかを確認したか。 ※仲介者の場合は、譲り渡し側・譲り受け側の双方に対し手数料を請求することが通常である。	業務形態
☐	業務範囲はどの工程か。具体的な業務の内容は何か。 例：譲り渡し側・譲り受け側のマッチングまで支援する。具体的には〇〇のような方法で支援する。	業務範囲・内容
☐	手数料はどのような基準で算定し、どのタイミングで支払う必要があるのか。また、最低手数料は設けられているのか。 例：本件では、着手金・月額報酬・中間金は請求せず、成功報酬のみ請求する。成功報酬額は純資産額を基準に算定し、〇〇円未満の場合には最低手数料〇〇円を請求する。	手数料の体系
☐	秘密保持条項は設けられているか。譲り渡し側・譲り受け側が秘密を守る義務を負っているか。その場合、どのような情報の秘密を守る必要があるのか。また、特定の者への情報の共有は許されているか。 例：本件取引の内容や交渉の経緯は秘密である。ただし、弁護士等の士業等専門家や公的相談窓口である事業承継・引継ぎ支援センターに必要な情報を共有することは許される。	秘密保持
☐	マッチング支援等において並行して他の仲介者・FA への依頼を行うことを禁止する条項(専任条項)は設けられているか。士業等専門家等にセカンド・オピニオンを求めることは可能か。	専任条項
☐	契約期間はいつまでか。中途解約に関する条項はあるか。(専任条項が設けられている場合)いつまで専任条項が有効か。	
☐	M&A の相手方となる候補先と、仲介者・FA を介さずに直接、又は接触することを禁止する条項は設けられているか。直接交渉が禁じられる相手方候補先の範囲に関して、「自ら候補先を発見しないこと」や「自ら発見した候補先と直接交渉しないこと	直接交渉の制限に関する条項

	<p>(自ら発見した候補先を相手方とする M&amp;A の支援を依頼するような場面を想定)」を了解していないにもかかわらず、これらの活動が禁止されるような内容になっていないか。交渉・接触の目的が候補先との間の M&amp;A 取引に関するものに限定されているか。条項の有効期間は仲介契約・FA 契約の契約期間と一致しているか。</p>	
□	<p>M&amp;A 未成立で仲介契約・FA 契約が終了した後、一定期間内に譲り渡し側が M&amp;A を行った場合に、その仲介者・FA が手数料を請求できることとする条項(テール条項)は設けられているか。その期間は2年～3年以内か。対象となる M&amp;A は、その仲介者・FA が実際に紹介してきた譲り受け側との M&amp;A に限定されるか。</p>	テール条項
□	<p>仲介者・FA の一定の関与により依頼者に損害が発生した場合における法令上の損害賠償責任について、その要件や賠償すべき損害の範囲等を修正する条項が設けられているか。損害が発生した場合に、仲介者・FA に適切に負担を求めることができる内容となっているか。</p>	責任(免責)に関する事項